

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置 (B.1.617 系統の変異株「デルタ株」への対応)

2021年6月21日

- 6月21日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 本件措置の主な点を以下のとおり、お知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。詳細については、以下のホームページを御確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000795658.pdf>)

1 以下の9か国・地域を「変異株 B.1.617 指定国・地域」に指定し、これらの国に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

- (1) アラブ首長国連邦
- (2) エストニア
- (3) キルギス
- (4) スウェーデン
- (5) ブラジル (パラナ州)
- (6) 米国 (アーカンソー州)

(7) ペルー

(8) ポルトガル

(9) 南アフリカ共和国

2. 上記の9の国・地域からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

(注) アラブ首長国連邦、エストニア、スウェーデン、ブラジル（パラナ州）、ペルー、南アフリカ共和国は変異株流行国・地域として、すでに上記2.と同様の水際強化措置の対象。

3. 以下の「変異株 B.1.617 指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

(1) 米国（アイオワ州、コネチカット州、ニューヨーク州、ロードアイランド州）

4. 米国（3.（1）に指定する州に限る）からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年6月24日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)